

令和5年度
高松市農業委員会通常総会
議 事 録

令和5年6月2日開会

高松市農業委員会

令和5年度高松市農業委員会通常総会議事録

開催日時 令和5年6月2日（金）午後1時30分開会

開催場所 香川県農業協同組合東讃営農センター 3階 大ホール

出席委員

農業委員 19人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 25番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子

農地利用最適化推進委員 35人

- 高尾 武臣
- 片山 久男
- 田井 天久
- 藤澤 武
- 安野 照雄
- 細谷 一雄
- 河瀬 和一
- 森 和輝

十河 善則
時岡 博美
七宮 政義
山田 憲一
岡 豊志
吉峰 幸夫
宮井 康富
岩部 壽夫
横田 豊実
上原 勉
藤本 正樹
好井 壽彦
土居 博
岡田 暁憲
藤田 邦夫
橋本 修
鵜川 稔
谷本 隆宏
河野 英樹
湊 敏好
中田 茂富
小早川數市
長門 隆
眞鍋 英一
山地 宏美
川原 勝
廣瀬 吉俊

欠席委員

農業委員 4人

8番 森口 憲司

13番 佃 光廣

19番 森 吉朝

24番 古川 浩平

農地利用最適化推進委員 16人

松野 啓三

平賀 文之
小山 智
藤本 博史
川西 裕幸
中名 良竹
長尾 俊孝
植松 寛貴
神高 賢二
亀割 浩三
南原 均
羽田 剛
谷本 寛昇
藤堂 忠義
上原 一輝
谷本 忍

来 賓

高松市副市長	中林 大典
香川県農政水産部長	尾崎 英司
香川県農業会議事務局長	近藤 弥
創造都市推進局長	中川 昌之
農林水産課長	松田 佳記
土地改良課長	富岡 宏司

農業委員会事務局出席者

事務局 長	山上 浩平
(農政課長事務取扱)	
農政課長補佐	森 亮介
農政管理係長	浮田 政宏
農地係長	森 明雄
主任主事	浅野 明代
主任主事	栗永 亘
主任主事	磯崎 美幸
主任主事	多田 利浩
主 事	溝渕 勝久

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 令和4年度事業報告について
 - 議案第2号 令和5年度事業計画（案）について
 - 報告第1号 職員の任免について
 - 報告第2号 令和5年度農業委員会予算について

山上事務局長 お待たせいたしました。定刻の13時30分がまいりました。ただ今の出席農業委員は19名（農地利用最適化推進委員は35名）でございます。従いまして、委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の会議は成立いたしております。

それでは、令和5年度高松市農業委員会通常総会を開会いたします。

開会に当たりまして、三笠会長から御挨拶を申し上げます。

三笠会長

(内容省略)

山上事務局長 ありがとうございます。引き続きまして、公務御多忙の中、御臨席を賜っております御来賓の方々から御挨拶をいただきたいと存じます。本日、大西市長に御臨席を賜る予定でしたが、警報の発令に伴い水防本部従事のため出席がかなわず、中林副市長に御臨席をいただいております。

それでは、高松市副市長中林大典様、よろしくお願いいたします。

中林副市長

(内容省略)

山上事務局長 ありがとうございます。

続きまして、香川県農政水産部長 尾崎英司様、よろしくお願いいたします。

尾崎香川県農政水産部長

(内容省略)

山上事務局長 ありがとうございます。

続きまして、香川県農業会議事務局長 近藤弥様、よろしくお願いいたします。

近藤香川県農業会議事務局長

(内容省略)

山上事務局長 ありがとうございます。

次に、高松市から公務御多忙の中、御出席をいただいております方々の御紹介をさせていただきます。

創造都市推進局長 中川昌之様でございます。農林水産課課長 松田佳記様でございます。

土地改良課長 富岡宏司様でございます。

ここで、御臨席をいただいた中林副市長様、尾崎県農政水産部長様におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席されます。

お忙しいところ、誠にありがとうございました。

[中林副市長・尾崎県農政水産部長退席]

山上事務局長 それでは、議事運営につきましては、高松市農業委員会総会会議規則により、会長が当たることになっておりますことから、これ以降は、三笠会長において議事運営を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

三笠会長（議長） これより、私において進めさせていただきます。皆様方には御審議のほど、

よろしくお願ひ申しあげます。

それでは、お手元の総会次第の議事日程に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名について、でございますが、慣例に従いまして、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者有り)

議 長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、4番 佃 俊子委員さんと、5番 太田委員さんのお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、日程第2に入ります。

まず、議案第1号 令和4年度事業報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第1号 令和4年度事業報告について御説明申しあげます。

資料の1ページをお開きください。

1は、令和4年度の概況報告でございます。前半部分は、我が国の農業を取り巻く現状と、今後の見通しについての記述となっております。12行目以降は、本市農業委員会の活動等についての記述となっております。

このページの内容についての詳細説明は省略させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

2は、会議の開催状況でございます。

(1)の表は各種会議等の集計表で、総会、各部会、役員会等のほか、研修会、講習会、相談会等の合計で、1年間に合計144回開催されております。

(2)通常総会は、昨年(令和3年)の6月10日防災合同庁舎501・502会議室において、新型コロナウイルス感染対策として規模を縮小して農業委員のみで開催され、令和3年度事業報告と令和4年度事業計画等が決議されております。

(3)役員会は、6月、通常総会の前に1回と、10月に改善意見の提出で2回、計3回開催されております。

(4)の農地関係会議と(5)の農政関係会議については、後ほどそれぞれのページで説明いたします。

3ページの(6)は、その他の会議の開催状況でございます。

アの会長協議会ですが、「四国県都、四市農業委員会、会長協議会」は、11月18日に松山市で開催されました。また「香川県、八市農業委員会、会長協議会」は2月16日に観音寺市で開催され、いずれも会長と事務局長が出席しております。

下段の、イその他の会議につきましては、ご覧のとおりでございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

3の農地関係事業につきましては、森農地係長から説明させていただきます。

森農地係長 議案書の4ページを御覧ください。

3の農地関係事業につきましては説明させていただきます。

(1)の会議開催状況は、定例総会・農地特別部会は月1回、地区部会は7地区ごとに月1回開催した年間の合計でございます。

(2)は農地関係事務取扱状況の内訳で、アは農地法第18条関係でございます。上段の法第18条第1項に基づく解約許可申請はありませんでした。

また、下段が法第18条第6項に基づく解約通知の件数と面積で、田畑合計で110件、25万5,808平方メートルでございます。昨年度比は、件数で108パーセント、面積で101パーセントとなっております。

イは農地法第4条第1項の規定による許可申請の件数と面積で、田畑合計で138件、5万5,649平方メートルでございます。昨年度比は、件数で102パーセント、面積で107パーセントとなっております。

ウは農地法第5条第1項の規定による許可申請の件数と面積でございます。田畑合計で427件、42万5,939平方メートルでございます。昨年度比は、件数で102パーセント、面積で91パーセントとなっております。

エは農地法第3条第1項の規定による権利移動関係でございます。上段は所有権移転における許可の件数と面積でございます。中段は貸借権による許可の件数と面積でございます。下段は合計で、田畑合わせて174件、23万7,448平方メートルとなっております。昨年度比は、件数で99パーセント、面積で104パーセントとなっております。

5ページを御覧ください。

オは農地改良届出、カは非農地証明願、(3)は相続税・贈与税納税猶予適格者証明、(4)は各種証明等状況で、各表に記載のとおりとなっております。

また、詳細は末尾の「参考資料」を御覧いただきたいと思っております。

引き続き、浮田農政管理係長から説明いたします。

浮田農政管理係長 それでは6ページを御覧ください。

ここからは農政関係事業でございます。

(1)ア、月例の定例総会12回の内、農政関係の議案を諮ったのは9回です。主な議案といたしましては、農用地利用集積計画の決定が2回、農用地利用配分計画の承認を8回諮っております。また、10月の定例総会では改善意見の内容を決定しています。

イ、研修会は、11月7日に丸亀アイレックスで合同研修会が実施されています。

また同月24日には、中国四国ブロック農業委員会女性委員研修が岡山市で開催され、農業委員2人と事務局職員1人が参加しました。

7ページの簿記記帳講習会は、県農業会議が主催、市農業委員会と普及センターが共催で実施しており、4年度は合計20回開催され、延べ342人の方が受講されております。

次に、8ページを御覧ください。

エの(ア)農業相談会の開催状況でございます。7地区9会場で8月と1月の2回、計18回を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により8月の予定は全て中止となりました。1月は感染者数が少し減少傾向となったため、全地区開催することがで

きました。

9ページ（イ）の実施状況ですが、8月は相談会が中止になっておりますので、利用権設定と中間管理事業につきましては、農業委員さん、推進委員さんが集めていただいた申出書や、事務局に直接届いた申出書の数を相談件数としています。合計は、ほぼ昨年度並みとなっております。

10ページをお開きください。

(2)農業経営基盤強化促進事業の実施状況です。アの農用地利用集積計画は、令和4年3月31日公告分と同年10月31日公告分を合わせて、2,293筆、237万5,710平方メートルとなっており、前年度との比較では、面積で3万3,648平方メートル減少しております。

また、利用集積した農地のうち、農地中間管理事業を利用して香川県農地機構から担い手に転貸したものが、イの利用配分計画でございます。8回の公告のうち、計画変更とある6回は、既に中間管理事業を利用していた農地の貸付先が変更されたもので、アの集積計画の面積には含まれておりません。計画変更ではない4年5月31日公告分と同年12月28日公告分の配分計画の合計は、1,178筆、124万856平方メートルとなっており、農地中間管理事業を利用した割合は、集積面積全体の52.2パーセントでございました。

続きまして、11ページをご覧ください。

(3)農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見でございます。

昨年5月から6月にかけて、農業委員、推進委員の皆様からお寄せいただいた意見を、4つの大項目、21の小項目に集約し、昨年10月12日の定例総会において、その内容を決定しました。その後、同月19日、高松市長に改善意見書を手渡すと同時に、関係各部署の職員を招集し、改善意見の内容を直接説明し協議を行っております。

なお、この改善意見については、関係部署からの回答をとりまとめものを、5月の地区部会で各委員にお渡しさせていただきました。

なお、本日は、個々の意見の説明は省略させていただきます。

2枚めくっていただきまして、14ページの下段、(4)農業委員会情報活動として、年2回「農業委員会だより」を発行しております。

15ページを御覧ください。

(5)賃借料情報でございます。

令和3年度と4年度の2年間、農業経営基盤強化促進法で公告された賃借に基づく賃借料の地区別の一覧です。調査対象は田で、作付け作物は基本的には米麦と露地野菜を対象としており、施設園芸等の他と比較して極端に高額な賃借料のデータは除いております。その結果、賃料の市全体の平均値は田が10a当たり6,400円となっております。なお、畑については、賃借事例が僅かしかないので、データの公表は行っておりません。

この情報は、農業委員会だよりの冬号や、高松市ホームページでも公表しております。

16ページを御覧ください。

5遊休農地対策の、(1)農地の利用状況調査の結果でございます。

令和3年度から、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査は農地の利用状況調査に一本化され、それまで2段階に区分していたものが、現在は、通常の農作業で再生可能（緑）と、再生には基盤整備等が必要（黄色）と、再生困難（赤）の三段階に区分することに変更されております。

本市においても、令和4年の8月から9月にかけて、高松市及び地区水田協議会と共同で現地調査を実施しました。暑く、忙しい中、調査に御協力いただいた委員の皆様、誠にありがとうございました。

結果としましては、3年度末時点の667ヘクタールの荒廃農地のうち、41ヘクタールが農地に再生され、また、14ヘクタールが転用許可や非農地証明により減少しましたが、一方で、33ヘクタールの荒廃農地が新たに発見されたため、4年度末時点での荒廃農地は645ヘクタールとなっております。

次に、17ページを御覧ください。

(2)農地の利用意向調査でございますが、先の利用状況調査の結果を受けて、遊休農地の所有者に意向調査を実施し、機構への貸付けを促すなどの対策を行っております。

この意向調査は、令和2年度までは、その年に新たに発生又は発見された遊休農地を対象として行っておりましたが、一昨年の3年度からは過去に発生したものも含め、再生可能と判断された全ての遊休農地に対し調査を行うことになっています。

調査の結果は、調査実施面積78万1,093平方メートルのうち、40万6,378平方メートル分の回答があり、そのうち、農地中間管理事業利用の意向があった面積17万9,115平方メートルについては香川県農地機構に情報提供を行っております。

また、未回答だった農地については、事務局において現地の再調査を行い、その時点で解消している農地以外は、香川県農地機構と借受基準に適合するか否か協議する予定です。

次に、18ページを御覧ください。

6 農業者年金業務の関係でございます。

(2)現在の農業者年金受給者数です。旧制度と新制度を合わせて、308の方が受給されております。

(3)現在の農業者年金被保険者数です。通常加入が28人、政策支援加入が5人の、計33人です。

(4)新規加入者の推移ですが、4年度の新規加入者は5人でした。

以上、議案第1号「令和4年度事業報告について」御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 以上、議案第1号の説明が終わりました。

議案第1号について、御意見・御質問はございませんか。—— 御発言がないようでありますので、お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定しまし

た。

続きまして、議案第2号 令和5年度事業計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第2号 令和5年度事業計画（案）について、御説明申し上げます。

資料の19ページを御覧ください。

1は、令和5年度事業方針でございます。

前半部分は、我が国の農業を取り巻く、国内外の現状と今後の見通しについての記述となっております。

14行目の「このような状況の下、本市農業委員会は」からは、今後、本市農業委員会の取り組むべき施策を記載しております。

内容の説明については、省略させていただきます。

続きまして、20ページを御覧ください。

2の事業内容でございます。

各種会議等につきましては、アの通常総会に関しては、令和2年、3年、4年と縮小開催が続いておりましたが、今回は、4年ぶりに農業委員と推進委員の全員出席の下、開催させていただいております。

イ、定例総会、農地特別部会を開催して、農地法、農振法、基盤強化法に基づく法令業務の審査と処理を行います。

ウ、アとイについては、その議事録をホームページで公表します。

エ、役員会を開催し、総会等に付議すべき事案等の検討を行います。

オ、地区部会を開催し、地区内の農地利用の最適化を推進するとともに、農地にかかる各種申請等の事前審査を行います。

カ、農業委員会等に関する法律第38条1項の規定に基づき、農地の利用の最適化の推進に関する施策の改善意見を市や県に提出します。

次に、3の農地関係事業でございます。

ここでは、主に農業委員会等に関する法律第6条第1項各号に掲げる事項を処理します。

(1)の農地申請等処理業務では、ア、農地法第3条の許可申請に対する審査と許可処理においては、今回は、特に法改正に伴う「下限面積要件の廃止」に留意し、適正な審査を行うとしていきます。

イ、農地法第4条、第5条の許可申請に対する審査と許可処理

ウ、常設審議委員会の意見聴取事案に対する、農地特別部会の現地調査と意見決定。

エ、農地転用許可事務に関する情報の提供

オ、残存小作地に関する事務処理

カ、その他、農地法に基づく届出等に関する事務

キ、無断転用防止の啓発、周知、指導等

ク、相続税、贈与税の納税猶予適格者証明、その他の証明事務を行います。

その他、(2)農地調整事務処理事業、(3)農地所有適格法人の事業状況把握、(4)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく業務、(5)各種機関の農地行政上からの意見要請などを行います。

21ページの12行目から、4の農政関係事業でございます。

ここでは、主に農業委員会等に関する法律第6条第2項及び第3項に掲げる事項を処理します。

(1)農政活動業務について、内容はア～コに記載のとおりです。

(2)の、農地の利用状況調査及び遊休農地対策につきましては、本年度も昨年度までと同様に地区水田部会と連携し、8月～9月頃に現地調査をお願いしますので、御協力をお願いしたいと思っております。

(3)の地域計画の策定に関する取組についてですが、令和元年度から3年度にかけて人・農地プランの実質化のために、農家の意向調査や、地域での話し合いに参加していただきました。改正基盤強化法では、この人・農地プランは地域計画に名前を変えて引き継がれます。この地域計画を策定するために、その地域の現況地図と目標地図の素案を農業委員会が作成し、市当局に提供することが求められています。

そのために、まず、ア、目標地図の基礎となる農業委員会サポートシステムとeMAFF地図システムの整備を進める。

イ、令和2年度に実施した農家意向調査の結果等を農業委員会サポートシステムに登録し、目標地図の素案に反映させる。

22ページを御覧ください。

ウ、農業委員、推進委員の皆様はそれぞれの所管地域において、地域の話合い等の場に出席要求があった場合は積極的に参加していただき、必要な情報提供や助言を行っていただきます。

(4)所有者不明の農地の利用権設定への対応

(5)農地台帳及び農地に関する地図の公表

既存の農地台帳の整備のほか、農地情報公開システム、農業委員会サポートシステムへの円滑な移行を行い、必要な農地情報の提供ができるようにする。併せて、農業委員・推進委員の活動にタブレットを導入することにより、現地における農地の基礎情報の確認を容易にし、現地から直接データ入力が可能にするとしています。

(6)行政機関に対する意見の提出

例年、実施している改善意見の提出で、市と県に対してそれぞれ行います。

(7)機構集積支援事業

(8)賃借料情報の提供

地域における賃借料の目安として、情報をホームページ、農業委員会だよりで公表します。

(9)農業経営基盤強化促進法に基づく業務

農地の集積に関する業務で、本市では8月と1月の農業相談会に合わせて、集中的に推進を行っておりますが、法改正により、今後は農地機構が中心となる制度が変わってまいりますので、業務の推進方法について、関係機関との調整を行ってまいります。

以下、(10)農地移動適正化あっせん事業、(11)地域農業再生活動の推進、(12)農業簿記帳講習会、(13)農業者年金業務、(14)農業委員会情報活動、(15)調査指導等業務、(16)研修会、(17)系統組織活動への参加などが、農政関係事業として予定しております。

以上、令和5年度事業計画（案）について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 以上で、議案第2号の説明が終わりました。

議案第2号について、御意見・御質問はございませんか。

藤澤(武)推進委員 事業計画についてお聞きしたい。いつも思うことですが、事業施策や計画について立派な文言を書きいただいておりますが、農業は国の基本だということは、皆さんもそう（お考え）だと思いますが、農業をやっている「楽しいな」というような、生きがいを感じるような明るい方向性はないものかと考えているのですが、いかがなものでしょうか。高齢者には生きがいを、若い者にはやりがいをと、使い分けるような、そんな施策をお考えいただきたい。例えば、高齢者に関しては、農業井戸端会議のようなものを企画して、農業に取り組んでいけたらどうかと思います。

二点目は、20ページに残存小作について書いていますが、地元でいろいろと農地の話をしておりますと、これ（残存小作）を解消してくれたらいいなと思う土地が沢山あるわけです。雑草が生えて困っている土地で、おじいさんのそのまた前の人の名前になっていたりしますと、どうしても残存小作には手間暇かかって困るわけです。なんとかならないかと御相談を持ちかけても、「そんなこと（残存小作地の相続手続について）言うんだったらもうええわ」と反対にお叱りを受けるというようなことも何回かありました。

このあたりも含めて、もう少し実行性のある施策をお願いしたいなと思っております。以上二点です。

議 長 ありがとうございます。これは藤澤委員さんがおっしゃるとおり、お年寄りにも若者にも農業の明るさというのが足りないということですので、事業計画の中にこれに当てはまるものは入っていないか、二番目の残存小作については20ページのところに、適正な事務処理のところで名義の関係だけれど、これをきちんと方向付けをしてほしいということについて、事務局どうですか。

山上事務局長 貴重な御意見をありがとうございます。まず一点目についてですが、事業計画の中では、そちらの方には及んでおりません。ただ、今後当局に対しての改善意見を作成する中で、担い手の対策の一環になろうかと思っておりますので、担当部局の農林水産課とも協議しながら、改善意見の方に反映させていけたらと考えております。

それと二点目の残存小作の関係ですけれども、内容としては個別具体的な対応が必要になって来ようかと思っておりますので、一概に具体的な施策・事業という形で乗せるのは困難かと思っております。案件としては個別具体的に事務局の方に御相談いただくようにとしかお答え申し上げようがな

いかと思います。

議 長 残存小作については、ずっと昔からの名義で残っている分についての解消策はないものだろうか、ということを知られているのだけでも、それには、それぞれ相続がついているので、それぞれの了解をとらないといけないが、例えば現存者の中の代表者だけでできないか、（香川県農業会議）近藤事務局長、この点に関して法改正があったのではなかったか。

香川県農業会議 近藤事務局長 この件については、この後の講演会の中で触れさせていただきたいと思っております。

議 長 藤澤（推進委員）さん、残存小作地の件については、（香川県農業会議）近藤事務局長が後で説明するとのことなので、そこでお聞きください。

先程の山上事務局長の回答の中で、高齢者に対しても若者に対しても魅力のある農業の位置づけを、改善意見の中に取り入れるということで、藤澤委員さんよろしゅうございますか。

藤澤(武)推進委員 はい、結構です。

議 長 ありがとうございます。それでは改善意見に取り入れるようにしてください。

他に意見はございませんか。——他に御発言がないようですので、議案第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で議案を終わらして、報告事項に移ります。

報告第1号 職員の任免について、及び報告第2号令和5年度農業委員会予算についてを、順次、報告いたします。

事務局の説明を求めます。

山上事務局長 報告第1号 職員の任免について御説明申しあげます。

議案書の24ページをお開きください。

報告第1号職員の任免についてでございますが、本年3月31日付けと4月1日付けの人事異動によるもので、退職者1人河合良治、高松市からの転入者2人森昭雄、磯崎美幸、高松市から会計年度任用職員の任用者1人河合良治、高松市への出向者1人藤澤英宣の、合計5人の職員が今年度の人事異動の対象となっております。

なお、詳細については、御覧のとおりでございます。

職員の任免につきましては、以上でございます。

森農政課長補佐 続きまして、報告第2号 令和5年度農業委員会予算について、御説明申しあげます。

議案書の25ページをお開きください。

左下の合計欄を御覧ください。令和5年度の予算総額は、1億5,167万3千円でございます、前年度と比べて1,245万8千円の増となっております。

なお、職員給与費を除いた予算額は、5,391万円でございます、前年度と比べますと、金額

にして536万6千円、率にして11.1%の増となっています。主な増額理由として、現地確認用のタブレット通信料と農業委員会サポートシステムに係る住基・固定突合用システム開発委託料になります。

次に、歳出予算の内容でございますが、表の右側を御覧ください。

上から2行目の農業委員会委員報酬は、農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬でございます。

3行目の職員給与費は、農業委員会事務局職員の給与費でございます。4行目の農業委員等研修費は、全国農業委員会会長大会等への参加経費でございます。

5行目の機構集積支援事業費は、農地の利用状況調査や、遊休農地の所有者等に対し、香川県農地機構への貸付けを促す意向調査を行う農業委員会の活動経費でございます。

6行目の農業者年金事務費は、農業者年金への加入促進に要する経費でございます。

7行目の農業委員会事務費は、農業委員会の業務運営に要する経費や地区部会開催交付金及び香川県農業会議への会費等でございます。

なお、内訳の金額については記載のとおりでございます。

また、これらの財源でございますが、下の段を御覧ください。特定財源といたしまして、香川県からの県支出金、及び独立行政法人農業者年金基金からの諸収入が充てられます。

なお、26ページから31ページは、先ほどの議案で御説明いたしました案件等の参考資料でございます。

事務局からの報告については、以上でございます。

議 長 これら報告事項について、御意見、御質問等はございませんか。—— 御発言がないようでありますので、報告事項は終わりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

以上で、報告事項は終わります。

これで、本日、御提案申しあげました議案などの審議は、全て終了いたしました。

続きまして、5の記念講演に移りたいと思いますが、準備が整うまでの間、お待ちください。

山上事務局長 それでは、「農業委員会を取り巻く情勢について」と題して、香川県農業会議事務局長近藤弥氏から御講演をいただきます。

よろしく願いいたします。

(近藤事務局長講演)

山上事務局長 ありがとうございます。

ただ今の講演について、御質問等はございませんか。

(質疑応答)

議 長 それでは、最後に、6その他ですが、事務局から何かありますか。

山上事務局長 2点ございますので、順次、説明申しあげます。

まず、「農業委員会における手数料の徴収について」でございます。

資料を御覧ください。

現状として、当委員会の窓口では、様々な証明書をいずれも無料で交付しておりますが、証明書1枚を交付するには、平均で15分から20分程度を要します。

また、証明書の基になるデータは、現在、独自システムで運用・管理しておりますが、その一方で、農林水産省が全国統一の、農地情報公開システムと地理情報共通管理システム（eMAFF地図）とを連携させた農業委員会サポートシステムを、昨年4月から一部運用を開始しており、その新たなシステムに早急に移行する必要に迫られております。

次に、「課題」でございますが、証明書を交付するためには、農地台帳への記録、修正若しくは削除を随時実施して、正確な記録の確保に努める必要がある上に、職員による現地確認など、事前の調査が必ず必要なものもあり、存外に時間と経費を要します。

また、独自システムから農林水産省の農業委員会サポートシステムへの移行には、システム改修やデータメンテナンスなど費用を伴いまして、参考として令和5年度予算で、4,480千円を必要としており、今後も毎年継続的な歳出負担が見込まれます。

それでは、如何なる証明書を交付しているかについて、1ページの下段の表に主だったものを7種類抽出して、過去3年間の取扱件数を表しております。

交付件数の平均は、年間約560件余となっております。

このうち、①から④までは、農地台帳等を確認して交付しておりますが、⑤から⑦までは職員による現地確認など、事前調査を必要とする証明書となります。

なお、転用申請に係る許可書については、これまでどおり、無料とするものです。

裏面2ページを御覧ください。

「交付手数料徴収に係る他市の農業委員会の状況」であります。昨年夏に調査いたしました。

本市と同規模の、全国の中核市62市中、「徴収あり」が46市で、四国内では松山市・高知市が含まれておりますが、その一方で「徴収なし」が15市でございます。

また、その下の表は、中核市ではない徳島市と、県内7市の状況でございまして、いずれも「徴収なし」でございます。

次に、「収入見込み案」であります。

手数料を徴収する証明書の種類と金額は、今後、詳細な検討を要しますが、例えば、交付に際して職員が現地確認を実施するもの⑥非農地証明及び⑦工事完了証明を1通700円、それ以外を、本市の住民票や納税証明などの証明手数料として、本市で馴染みの深い1通350円として、単価を2種類設定して積算すれば、年間約300,000円の収入を見込みます。

若しくは、全て1通350円で単価1種類とすれば、年間約200,000円の収入を見込むものです。

参考として、松山市及び高知市の状況を記載しておりますが、御覧のとおりであります。

最後に、3ページを御覧ください。

今後の対応として、証明書交付の基になるデータを、農業委員会サポートシステムに移行した場合、補助の有無など詳細は未定ですが、地図更新作業委託など、今後の毎年の継続的な経費負担として、今年度予算で推計しますと1,180千円が見込まれること。

また、その一方で、本委員会で交付する証明書を利用する申請者は、その証明書により利益を

享受する立場にあつて、手数料の徴収は受益者負担に馴染むこと。

さらには、本市と規模を同じくする中核市の約75%が手数料を徴収していること。

以上3点を踏まえ、本委員会においても、令和6年度からの手数料徴収に向け、徴収すべき証明書の種類及び手数料額など、今後、慎重に検討を進めたいとするものでございます。

なお、今後、役員会や定例総会等において、検討状況等を適時適切に御報告してまいりますので、御理解賜りたいと存じます、説明は以上でございます。

議 長 この件について、御意見、御質問はございませんか。——御発言がないようでありますので、本件については、了とすることに決定いたします。

次の案件の説明を求めます。

浮田農政管理係長 事務局から配付物について御説明申しあげます。

本日、皆様のお手元に「地域計画等の策定マニュアル」という冊子をお配りしております。

先程、農業会議の近藤事務局長の講演の中でもお話がありましたが、令和元年度から3年度にかけて、農業委員・推進委員の皆様の御協力の下、農家の意向調査と地域の話合いに基づいて策定した「実質化された人・農地プラン」は、今後「地域計画」に名前を変えて、内容を更に深掘りしながら継続してまいります。

この資料は、その「地域計画」策定のためのマニュアルとして、県の農業経営課が作成したものです。

本日は、時間の都合で、内容の説明は行いませんが、御一読いただきますようお願いいたします。

配布物についての説明は以上でございます。

議 長 最後に、閉会の御挨拶を富本会長職務代理者をお願いいたします。

富本会長職務代理者

(内容省略)

議 長 以上をもちまして、令和5度高松市農業委員会通常総会の日程は全て終了いたしました。

皆様方におかれましては、円滑な議事運営に御理解と御協力を賜りどうもありがとうございました。

御審議お疲れ様でございました。

午後3時40分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員